

支部慶弔規程

支部慶弔規程

東京税理士会武蔵野支部

第1条 この規程は、支部規則第3条第1項第7号の規定に基づき、税理士会員（支部規則第6条第2項の会員をいう。以下同じ。）に下記事項が発生したときにこれを適用する。

- (1) 税理士会員並びにその親族の慶弔
- (2) 税理士会員の病気、又は災害の見舞
- (3) 税理士会員が業務上叙位・叙勲の榮譽に浴した場合
- (4) その他幹事会で必要と認めた場合

第2条 本規程の実施基準並びに要領は、下記によるものとする。ただし、税理士会員に滞納支部会費がある場合は、下記金額から当該滞納会費を控除するものとする。

	支部在籍期間 (支部会費免除の期間を除く)	結婚 祝金	死亡	
			弔慰金	花輪
税理士会員	10年以上	10,000円	100,000円	1基
	5年以上10年未満	10,000円	70,000円	1基
	3年以上5年未満	10,000円	50,000円	1基
	3年未満	10,000円	30,000円	1基
配偶者			30,000円	1基
税理士会員の父母（同居）			10,000円	1基
税理士会員の父母（別居）			10,000円 又は花輪1基	
税理士会員の扶養中の子			10,000円 又は花輪1基	

本人が傷病で1ヶ月以上入院又は自宅加療の場合 10,000円

火災又は風水害等により税理士会員の事務所又は自宅が被災した場合 10,000円

税理士会員が業務上叙位叙勲の榮譽に浴した場合 記念品

第3条 税理士会員又は遺族は、第1条の事項が発生したときは、所定の書式により、すみやかに支部長に報告するものとする。

2 第1条の事項が発生した日から起算して、1年を経過してなお、前項に定める報告がない場合には、第2条の規定は適用しない。ただし、幹事会においてやむを得ない事由があると認められたときは、この限りでない。

第4条 本規程に定めのない事項又は定められた事項について疑義が生じたときは、幹事会において決定する。

附 則

この規程は昭和 52 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は昭和 62 年 6 月 12 日から施行する。

附 則

この規程は平成 13 年 6 月 14 日から施行する。

附 則

この改正規定は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この改正規定は平成 30 年 12 月 18 日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和 4 年 12 月 15 日から施行する。